

郵便入札の注意事項

本入札は入札書を郵送で実施する。以下の内容を熟読の上、入札に参加すること。

- (1) 入札書は、「簡易書留」又は「一般書留」郵便にて送付すること。
- (2) 別紙の入札書を使用し、「くじ番号」欄には「000～999」までの任意の数字を記入し、「日付」は開札日を記入すること
- (3) 入札書は、二重封筒とし、入札書の中封筒に入れ密封の上、中封筒には入札件名、会社名、担当者名等を記入し、外封筒には「入札件名」「入札書在中」と朱書き、送付すること。
- (4) 郵送した日に「相模原市役所管財課（電話番号042－769－8305）」まで必ず電話連絡すること（日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時まで）。
- (5) 送付先は、次のとおりとする。

〒252－5277 相模原市中央区中央2－11－15
相模原市管財課 庁舎管理班
- (6) 持参、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- (7) 提出期限は、令和8年9月3日（木）（開札日の前日営業日）必着とする。
- (8) 次に掲げる不備があった入札書は無効とする
 - ア 入札者等の記名がないもの
 - イ 金額を訂正したもの又は金額の記載が不鮮明なもの
 - ウ 誤字・脱字等により意思表示が不明瞭なもの
 - エ 案件名の記載がないもの
 - オ （7）の期限までに到達しないもの
 - カ 封筒に入札書を2通以上入れたもの
 - キ （1）で記した書留郵便で送付していないもの
 - ク （3）で記した二重封筒にしていないもの
 - ケ その他事前に示した項目の記載が漏れているもの
- (9) 入札執行回数は、原則として1回とするが、開札の結果、予定価格の範囲内の入札がないときは、再度入札を1回行う。その場合は開札日から起算して7日（閉庁日を除く。）以内に再入札通知書をファクシミリにて送付する。

なお、1回目の入札に参加しなかった者、無効な入札をした者または1回目の入札で失格となった者は再度入札に参加することができない。
- (10) 最低札が同額の場合は、くじ引きにより決定とする。くじ引きの方法は別紙「くじ抽選の方法について（郵便入札）」のとおりとする。